

日韓会談文書公開運動の残したもの～日韓関係～

(李洋秀 事務局次長)

日本での戦後補償裁判敗訴と請求権協定

昨年は日韓が国交を回復した 1965 年から 50 年を迎えた年だったが、この半世紀の日韓関係をどう捉えるべきか？

そもそも 1951 年日韓会談予備が始まった頃、朝鮮半島は戦争の真っ最中で李ラインもなかった。日本側の関心は全在日朝鮮人の追放もしくは抑圧だけだった。

韓国政府は在日朝鮮人の存在や国籍、民族教育に関心を払わず、一般の韓国人も在日のこと等考える余裕はなかった。

1960 年 4・19 革命で李承晩政権を倒したが、朴正熙による軍事クーデターで直ぐに民主化の芽は摘み取られてしまう。

1965 年 6 月の日韓条約締結時には日韓で大きな反対運動が起きたが、両国間は自由な人の往来ができず、同床異夢のまま共闘等まったく無かった。

韓国はまだ経済的に最貧国に喘ぎ、ベトナム戦争に派兵された精鋭軍を 1980 年光州民衆蜂起の弾圧に投入する等、1990 年代までは日帝時代強制連行の被害者や、いわゆる従軍「慰安婦」たちが声を上げられるような状況ではなかった。

国交回復後の人の流れは日本から韓国への一方通行だった。経済援助に乗った大企業や商社、安価な労働力を狙った繊維産業の進出がほとんどで、妓生パーティーが幅を利かせた。金大中救援活動や政治犯支援運動も、日本から韓国には出かけられたが、韓国から日本に来て訴えることはできなかった。

日本人の海外旅行すら自由化されたのは 1964 年の東京オリンピックからだが、韓国人の海外旅行自由化も 1988 年のソウルオリンピックまで時間が必要だった。

1990 年 5 月 24 日盧泰愚大統領の来日時、日本の国会では日韓間の未解決問題について野党議員が質問を繰り返し、サハリン残留韓国人問題と被爆韓国人の問題については、政府が予算を支出して取り組む方向¹⁾が明らかにされた。しかし「従軍慰安婦」については労働省の清水職業局長が 6 月 6 日「民間の業者が連れて歩いた。調査もできない」と答弁し、翌年 4 月 24 日ソウル大使館で小野参事官が「日本政府が挺身隊を強制連行した事実はない」と説明し、挺身隊協の怒りを買う。²⁾その新聞記事を見た金学順さんは 8 月 14 日「私こそ、生き証人」と名乗り出て、他の戦争犠牲者や遺族と共に「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」で日本政府に謝罪と補償を求め、12 月 6 日東京地裁に提訴する。韓国ではソウルの駐韓日本大使館前で、日本軍「慰安婦」問題解決のため水曜デモが 1992 年 1 月 8 日から始められる。

1993 年 8 月 4 日河野談話は「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営され」「旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」「甘言、強圧による等、総じて本人の意

思に反して行われ」、「強制的な状況の下での痛ましいものであった」等という曖昧な表現の結果、「国家補償」はせずに「補償に代わる措置」を検討するものになってしまった。³⁾

村山政権は戦後 50 年を迎え 1995 年 7 月 19 日民間の財団「女性のためのアジア平和国民基金」を設立させる。1998 年 8 月からは被害者に対する「償い金」の支払いを開めるが、国が直接被害者に支払うのではなく、日本の国民から集めた寄付金による誤魔化しと、韓国では猛反発を招く。「償い金」を受けとった被害者は 61 人⁴⁾だけといわれるが、これは被害者の過半数が「償い金」の支給という日本の「解決策」を受入れなかったことを意味する。⁵⁾

1998 年 4 月 27 日山口地裁下関支部は、「慰安婦制度は、女性の人格の尊厳を根底から冒し、民族の誇りを踏みにじるもので、現在でも克服すべき人権問題」と原告の主張を一部認める判決を出し、原告三人に慰謝料 30 万円を支払うよう命じた。だが後日、この判決は上告審で逆転敗訴してしまう。⁶⁾

2000 年 12 月 12 日「日本軍の性奴隷制度を裁く女性国際法廷」という民衆法定が東京で開かれる。法的拘束力はないものの、「天皇裕仁及び日本国を、強姦及び性奴隷制度について、人道に対する罪で有罪」という判決を下す。しかし NHK が 2001 年 1 月 30 日『ETV 特集』で「民衆法定」を紹介する際、圧力がかかり番組はズタズタに編集される。故中川経済産業相と安倍官房副長官、現首相の介入が噂され新聞でも報道されたが、最高裁まで争われ NHK 幹部が忖度した問題も免責された。

療原の火のように広がった日本各地での戦後補償裁判は、上記慰安婦のみならず強制連行、強制労働、未払い賃金、供託金、元軍人・軍属の恩給や弔慰金、在韓被爆者、未返還遺骨、シベリア抑留、浮島丸事件、BC 級戦犯問題等多岐に渡る。これだけでも 1965 年締結の日韓諸協定が、いかに不十分で疎かであったか証明されるであろう。だが**一部、日本鋼管訴訟、不二越の一次訴訟等、会社側と和解する例もあったが**、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、「請求権協定」とする) 2 条の 1 項、3 項で「完全かつ最終的に解決された」ので「いかなる主張もすることができない」と、ほとんどの提訴が棄却される。

韓国で先に文書開示

しかし 15 年間もかかった日韓会談の内容は、一切公になっていない。当事者にたいするひと言の釈明も、謝罪も、事実解明もないまま、植民地処理問題を「完全かつ最終的に解決」した日韓会談とは、一体何だったのか?何がどのように話し合われ、どのように決まったのか?その中身がベールの中に隠されれば隠されるほど、犠牲者や当事者たちがその中身に関心を持ち、検証しようと動き出したのは至極当然なことであった。

日本で戦後補償を求める裁判を起しても敗訴が続くので、広島三菱重工で強制労働させられ被爆した原告 5 人は 2000 年 5 月 1 日釜山地裁に提訴する。既に日本で判決が

出ている問題を再度外国でやり直せるかという既判力問題もあるが、請求権協定で被害者救援の道が絶たれたのは韓国政府にも責任がある。協定締結直後の被害者に対する補償があまりに杜撰で疎かだったからだ。

釜山での訴訟で原告たちは日韓会談文書の公開を求めたが外交通商部がこれを拒否する。原告らは2002年10月11日会談文書公開を求めて別の裁判をソウル行政法院に起こした。2004年2月13日一審判決でソウル行政法院は「非公開によって保護されるべき(韓国の)国益は、(日本による)植民地時代の被害に対する原告たちが犠牲を強いられる程大きくない」と、原告一部勝訴の判決を出す。この判決に対して原告、被告双方控訴したが、國務會議は3月9日文書公開の再検討を表明し、大統領府首席補佐官會議も8月14日文書公開の検討を指示する。のみならず11月10日國務總理下「日帝強占下強制動員被害真相究明委員會」を発足させ、被害者の救済措置にも乗り出した。

終に2005年1月11日韓国政府が日韓会談韓国側文書の開示を決定したので、原告、被告共に控訴を取り下げる。文書は1月17日に一部5冊が先行開示され、8月26日156冊約3万頁が開示された。政府はまた同じ8月26日に「韓日会談文書公開後続対策関連、民官共同委員會」を開き、「請求権協定は日本の植民(地)支配による賠償を請求するための交渉ではなく、日本政府と軍隊等、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては、請求権協定で解決されたと見ることはできない」趣旨の意見を表明した。

しかしそのような韓国国内の動きとは反対に、日本では敗訴が続く。

2005年1月19日広島高裁：三菱広島・元徴用工被爆者訴訟（一部勝訴）

同年2月24日名古屋地裁：三菱女子勤労挺身隊訴訟（請求棄却）

同年9月29日東京高裁：日鉄元徴用工遺骨返還請求訴訟（請求棄却）

同年12月14日東京高裁：日鉄釜石元徴用工供託金返還請求第一次訴訟（請求棄却）

同じ日韓会談の文書なのに、韓国では公開され日本では公開されないのは理不尽と、日韓の多くの人たちが立ち上がった。

会の結成から一次訴訟へ

2005年12月18日東京神田のYMCAを会場にして、「日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。」「外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう。全面公開を求める当会の目的を達成するために弁護士との連携を密にして行動する。」ことを目的に、「日韓会談文書・全面公開を求める会」が結成される。

会員には韓国での文書開示を勝ち取った弁護士と原告を中心に韓国在住の274名、日本では戦後補償の裁判を支援して来た市民団体や弁護士、学者たち500人余りが結集した。

だが「情報開示制度」を使ってより開かれた日本社会を切り開くという面と、日韓にある植民地責任問題の「二兎を追う」問題も同時に抱えることになった。

つまり敗訴で終わった戦後処理問題の原告たちが、同じ事件でもう一度「敗者復活戦を起すのか?」という問題も起きた。既に出ている判決を転覆させるには、それに見合うだけの新たな証拠の出現等、状況の変化が必要だ。

しかしほとんどが戦前の植民地時代に起きた事件の損害賠償事件なので、請求協定で除外された以外にも、何時までも遡れるかという時効の問題もある。

それでも現実に被害者が生存していて、その人たちの未払い賃金や虐待等生死にかかわる問題が、本人を無視して抹殺されている中、自分たちの法的処遇がどのように決められたのか証拠になる資料が開示されれば、戦後処理問題の解決に与える影響は大きい。

2006年4月25日、6名の弁護士(弁護士長東澤靖弁護士)結成と同時に、外務省を相手に日韓会談各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書の開示請求を行った。

それに対する回答は「6月24日までに可能な部分について開示決定等を行ない、残りの部分については、2008年5月26日までに開示決定を行う予定」等という慇懃無礼なものだった。情報公開法はその第10条で「開示決定等は開示請求があった日から30日以内に開示決定をしなければならない」とあり、「事務処理上困難その他正当な理由がある時は、30日以内に限り延長することができる」とあるのに、初めからほんの一部の文書の公開を二ヵ月後に決定し、残る大部分は二年経っても開示するかどうか分からないと解釈できるような代物なのだから、開いた口が塞がらない。

同じ頃、韓国国内ではまた別な動きがあった。2006年7月5日、「日本軍「慰安婦」被害者64名」が、憲法裁判所に憲法訴願審判請求を行ったのである。裁判所は決定を出すまで5年もの時間を要したが、これが後日大きな歴史の転換点となる。

同年12月18日、日本政府が日韓会談文書隠し続けるのは違憲と、「日韓会談文書/全面公開を求める会」が情報公開法に基づいて東京地裁に提訴する。(一次訴訟)⁷⁾

2007年3月6日の第1回口頭弁論では、三菱重工強制労働で被爆者釜山訴訟を担当し、行政裁判を通じて韓国側の文書開示を成功させた崔鳳泰弁護士とアジア・太平洋戦争犠牲者光州遺族会の李金珠会長が陳述した。李会長は韓国太平洋戦争遺族会国家賠償請求訴訟、浮島丸被害者国家補償訴訟、三菱名古屋・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟にも直接関わっていた。

同年5月31日名古屋高裁は三菱朝鮮女性勤労挺身隊訴訟控訴審で棄却判決を出すと、最高裁に上告すると同時に高裁判決に抗議して、「名古屋三菱朝鮮女性勤労挺身隊訴訟を支援する会(以下、「支援する会」とする)」は7月20日から品川駅前「金曜行動」を開始する。名古屋からは往復700kmの距離を、2010年7月20日に会社側との交渉が始まり中断するまで毎週145回行われ、3年間の延べ参加人数は1,376人に達する。

8)

文書公開を求めた一次訴訟の判決⁹⁾は、2007年12月26日下される。(杉原則彦裁判長)結果は、「一年八ヶ月も決定をしないのは違法・・・組織として必要な措置を執ることを怠って来た結果である」と外務省を叱責した勝訴判決だった。この手の裁判、行政訴訟は負けるに決まっているというのが世間の評価で、予想外の判決内容に私は傍聴席で思わず耳を疑ってしまった。また会としても「勝訴」の垂れ幕すら用意がなく、祝杯を上げる祝勝会の準備もなしに、各自それぞれニコニコして帰途に着いたのが実状だった。勝訴したのは時間的な問題だけで内容的な面は却下されてしまったが、約6万頁近い日本側文書を公開させた意義は限りなく大きい。

逆に思いもしない苦汁を飲まされた外務省は、2008年2月27日高裁へ控訴した。4月23日に始まった第一回控訴審では、いつも負け慣れている弁護団が間違っ左側の原告側に座ってしまった。また今度は原告の立場になった国側も右側に陣取って座り、裁判所の書記官に注意されて双方とも初めて気付き、傍聴席からは爆笑が起きた。

勝訴判決の追い風もあって、開示請求から約二年が経過し、外務省は大量の文書公開に踏み切った。同年4月18日「第四次開示」130の文書、3,482頁。5月2日「第五次開示」584の文書、16,263頁。5月9日「第六次開示」1,175の文書、31,071頁。これまでに合計2,082の文書、58,343頁を公開した。

文書を開示させることを目的に始めた訴訟だったので、これだけ開示が進めば裁判を進める費用が亡くなったので訟訴審は6月3日こちら側が提訴を取り下げ、双方同意したので、一次訴訟の一審判決が確定した。

光州の会と二次訴訟の惨敗

勝訴して文書を開示させたまではよかったが、その中身たるやあちこち黒塗りで隠されていた。黒塗りされた「部分開示」の13文書と何頁あるのかも判らない完全「不開示」の1文書の開示を求め2008年4月23日東京地裁に二次訴訟を起こす。

原告には韓国から、新日本製鉄裁判の呂運澤原告、李容洙日本軍「慰安婦」制度被害者も加わった。

二次訴訟とほぼ同時進行で、三次訴訟が348文書の開示を求めて(当初は369)2008年10月14日東京地裁に提訴された。

一方、名古屋三菱勤労挺身隊訴訟は最高裁が公判も開かずに、2008年11月11日上告棄却処分を出し、敗訴が確定してしまう。

だが原告の多くが光州とその近郊に在住していることが韓国で知られると、2009年3月12日「勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会(以下、「市民の会」とする)」が結成される。名古屋の会が韓国まで来て被害者探しや慰霊の碑を建てる活動が1988年から始まっていて、提訴してからでも10年が過ぎ、毎週金曜行動を続けていることすら、何も知らなかった光州の教育者、弁護士、知識人たちが恥じ入って、活動に拍車がかかった。

おりしも同年 9 月 25 日三菱自動車が光州市庁舎前に販売展示場をオープンしたので、「市民の会」では 10 月 5 日から金善浩代表が一人デモを開始する。このデモは 2010 年 7 月 30 日まで 208 回続けられ、同年 11 月 16 日三菱自動車は光州から撤収し、2013 年 6 月 30 日には韓国での販売を断念する。

2009 年 12 月 22 日、光州在住の勤労挺身隊の原告梁錦徳さんに厚生年金脱退一時金「99 円」の支給が確定したと通知が来て、名古屋と光州の支援者の怒りを買った。

日本ではこの間に政権交替という大きな政治的転機があり、民主党の外相の意見等に期待する向きもあったが、文書公開の二次訴訟は 2009 年 12 月 16 日東京地裁判決で全面敗訴してしまう。

判決内容は情報公開法の精神等、どこかにぶっ飛んでしまい、開示に対する国の裁量を制限なく認め、原告の訴えを全面的に棄却するひどいものだった。インカメラ制度がないという落伍した日本の裁判状況の中で、裁判官は外務省がどのような内容を黒塗りして隠したのか知る方法がない。にもかかわらず無条件で国側の隠蔽を合法とする判決を出すのは、司法の役割を放棄したと言わざるを得ない。

また、すでに韓国側の文書で明かになっている同じ文書が、日本側で墨塗りにされている個所に関しても、「次元を異にするものである」と一蹴した¹⁰⁾。会談で日本側が提出した文書が韓国で公開されている例も数多く、それは完全に一致するものなのに、同じ物を韓国で出すのと日本で出すのは「次元が違う」から隠しても良いという理屈は、どう悩んでみても納得が行かない。

判決に不服の原告は即刻 12 月 25 日に控訴するも、東京高裁はたった一度控訴審を開いただけで直ぐに結審、2010 年 6 月 23 日控訴をすべて棄却する¹¹⁾。最高裁も 2011 年 5 月 19 日上告不受理を決定し¹²⁾、ここに「二次訴訟」はすべて終結を見るに至った。

三菱重工を交渉の場に引きずりだす

2010 年は日韓強制併合(福沢諭吉は「併呑」と呼び、韓国では「国権侵奪」と呼ぶ)から 100 年、何時までも植民地時代の被害問題を放置する訳には行かないと、活発な行動が繰り広げられた。

同年 5 月 10 日には日韓の知識人 213 人が東京とソウルで「『韓国併合』100 年日韓知識人共同声明」を発表する。

8 月 10 日併合 100 年の菅直人総理は「韓国の人々は、その意に反した植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷つけられ」たという「談話」を発表するが、「慰安婦」や強制連行被害者に対する謝罪や責任取る措置等に対しては一切言及がなく、せいぜい「遺骨返還支援」に触れたことと「朝鮮王朝儀軌」を渡す約束だけで終わった。

8月22日、29日には東京とソウルで「植民地主義の清算と平和実現のための日韓市民共同宣言」が出され、「植民地主義の清算はまだおわってなく」、「日本軍『慰安婦』制度は女性の尊厳を粉々に打ち砕いた軍・国家の犯罪で」「日本政府は謝罪や賠償などの公的責任を履行してない」のみならず、「『女性のための国民基金』は日本軍『慰安婦』制度が国家犯罪・国家暴力であることを隠蔽し、日本政府の責任を免罪するもの」と糾弾した。

日弁連と大韓弁協は6月21日ソウルで共同シンポジウムを開き、「日本軍が設置運営した『慰安所』等は、国際法・国内法に違反する重大な人権侵害で、女性の名誉と尊厳を深く傷つけるものと日本国が認め、被害者に対して謝罪し、その責任を明らかにし、被害者の名誉と尊厳回復のための金銭の補償を含む措置を取ること」を要求し、「1965年の請求権協定に関する両国政府の一貫性がない解釈・対応が、被害者らへの正当な権利救済を妨げ、被害者の不信感を助長し」、「韓国では強制動員による被害救済のために真相糾明及び支援のための法律が制定されたが、日本政府も真相究明と謝罪と賠償を目的とした措置をとるべき」という「共同宣言」を、12月11日東京で発表する。

一方、光州では三菱に謝罪を促す署名運動が活発に繰り広げられ、同年6月23日には三菱側の謝罪と賠償を促す13万5千余人と韓国国会議員100人の署名が三菱重工本社と総理府に提出された。同日の株主総会では保田取締役専務から「ハルモニたちが三菱で働いていたことを認め、過去の事を重要に認識している」¹³⁾という言葉を引き出した。

「最高裁の棄却で、裁判は終わった。一体いつまでこんなことを続けるのか」と頑なな態度だった三菱重工関係者だったが、13万5千余りの署名と李勇燮国会議員の、「7月14日まで」と期限を切った交渉要請に、「勤労挺身隊問題と関連した対話の場を設置することに同意する」ファクスを送って来た。¹⁴⁾

交渉団の構成は人数に制限があり、当初は名古屋の「支援する会」から高橋信代表、内河、岩月弁護士だけだったが、光州の「市民の会」から強い要望があり、李国彦事務局長(当時、現在は共同代表)と李尚甲弁護士(現在、共同代表)の同席が決まった。そして2010年11月8日から2012年7月6日まで東京、名古屋で16回協議を重ねる。韓国語の通訳は筆者が務め、全ての交渉に同席した。三菱側の通訳は三菱が雇った。

当初三菱側はある程度の金額を提示して和解する用意があったようで、「支援する会」に賠償金額と利子、会の経費等、計算金額の提示を要求して来た。

しかし2年にわたる協議の間に、民社党から自民党への政権交代があり、政府の圧力がかかったようで、三菱側の態度が豹変した。

「被害者の手に直接、手渡すような紐付きのお金は絶対に出せない」と言うのだ。代りに「ハルモニたちが昔、日本に行ったら中学校にも行けると言われて日本に来たと聞いた。未来指向的な方向で、韓国の若い留学生への奨学金なら出せる」という異様な提案をして来た。まるで韓国の若者たちが乞食かのような侮辱的な提案に、交渉は決裂す

るしかなかった。「支援する会」と「市民の会」の立場は、一番苦勞した被害者ハルモニたち本人に対する謝罪と補償、救済が目的なのに、何の関係もない若者に「施し」が届いたら何の意味があるのか?また、そんな「施し」を貰って喜ぶ若者が、韓国にいるのか?

不誠実極まりない三菱側の態度変更で協議が決裂した以上、「支援する会」は2012年8月10日金曜行動を再開するしかなかった。

既に日本では法廷闘争の道が絶たれて勤勞挺身隊ハルモニ原告と名古屋の「支援する会」だったが、は舞台を韓国に移して2012年10月24日光州地方法院に提訴する。

この間に韓国では既に大きな変化があって、勝訴の可能性が非常に高くなっていた。

憲法裁判所決定と劇的な大法院の差戻し

前記した2006年7月に在韓被爆者と日本軍慰安婦から出した訴えに対して、憲法裁判所は2011年8月30日に決定¹⁶⁾を下す。

裁判所は「原告らの賠償請求権が日韓請求権協定で消滅したか否かに対する日韓両国政府間の解釈上の紛争があるのに、それを同協定第三条に基づいて解決しないでいる韓国政府の不作为は憲法違反」とした。

ただこの決定は「韓国政府の態度が違憲」とまではしたが、「65年の協定が無効だ」とまではしていない。

同年12月14日には日本大使館前の水曜デモが1000回を迎え、記念の少女像が建てられる。同日、日本でも外務省の建物を囲む「人間の鎖」デモが繰り広げられた。

同年12月17日京都で開かれた日韓首脳会談で李明博大統領は慰安婦問題の解決を強い言葉で迫ったというが、野田首相は「解決済みの問題だが、知恵を出すつもり」と答えた¹⁵⁾という。政治家の言葉には翻訳が必要なようだ。何かをする「つもり」というのは、「何もする気がない」もしくは「何もしない」という意味でしかなく、事実何の動きも見せなかった。

そして上の憲法裁判所の決定を受け、これまで日本どころか韓国でも敗訴続きだった戦後補償の裁判が大逆転し、翌2012年5月24日旧日本製鉄と三菱重工の強制連行賠償問題に対して、原判決を破棄し各高裁に差し戻すという大法院判決¹⁷⁾が出る。

判決は「日本政府が『国家総動員法』等の非常手段まで動員して遂行した中日戦争と太平洋戦争が、国際法的に容認できない侵略戦争だった点に対しては国際社会が認識を共にしていて、このような侵略戦争及びこれを遂行する行為の正当性を否認することは世界の文明国家の共通的な価値である。本件日本判決をそのまま承認する結果は、大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものである。」とし、さらに65年の請求権協定で消滅したのは「国家間の財政的・民事的債権と債務関係にかかわる請求権」だけ

で、「植民地支配に直結した不法行為に因る損害賠償請求権は放棄も消滅もしていない」とした。

ところが2012年8月10日李明博大統領が独島に上陸するパフォーマンスを演じ、それで終ればまだマシだったが、8月14日「天皇が訪韓するなら謝罪が必要」と演説して、日本側から大鬻蹙を買う。書店には「嫌韓本」がうず高く積まれ、夕刊紙の見出しは「ヘイトスピーチ」を煽った。

「慰安婦」問題等日韓問題の解決に何の役割も果たせなかった野田首相は退陣し、河野談話・村山談話を再検証すると主張している安倍が2012年12月26日二度目の政権の座についた。

韓国では朴槿恵が2013年2月25日初の女性大統領に就任した。だが65年に日韓協定を結んだ朴正熙を父に持つ彼女が、65年の請求権協定問題にどう対処するのか、非常に危惧する人が多かった。にも拘わらず朴槿恵大統領は「慰安婦問題を解決する姿勢を安倍首相が示さない限り、日韓首脳会談を拒否する」と強気の姿勢に出た。日本政府の姿勢と司法の判決が「慰安婦問題も含んで65年にすべて終わっている」のに、日本政府の首相と話し合っ「慰安婦問題の解決」などできる訳がない。

そんな政治状況を尻目に2013年7月10日、旧日本製鉄徴用工に対する差戻し審判決がソウル高等法院で下された。判決文は「徴用過程は日本政府と旧日本製鉄による『組織的な欺罔による動員』で、生命や身体に危害を受ける可能性が非常に高い劣悪な環境で危険な労働に従事し、賃金も強制的に貯金させられ、外出の自由もなく、脱出の企てが発覚した場合には過酷な殴打が加えられた。

上記の一連の行為は朝鮮半島に対する違法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的な違法行為に該当するとし、各被告企業には原告らの精神的苦痛に対する賠償責任がある。

いわゆる日韓請求権協定の解釈については、日本の国家権力が関与した反人道的違法行為に関する損害賠償請求権が同協定の適用対象とされていたとみなすのは難しく、たとえ対象であったとしても、外交的保護権が放棄されただけであり、個人請求権は同協定により消滅していない。被告が消滅時効の完成を主張し、原告に対する債務の履行を拒絶することは、著しく不当かつ信義誠実の原則に反するもので許されない」というものだった。しかし判決から3年半経過したのに大法院は民事1部で係留中で、争点に関して裁判所内で論議しているだけで、判決を出すことを躊躇しているようだ。何時になったら解決するのだろうか。

同年7月30日には同じく差戻された旧三菱重工徴用工に対する、釜山高等法院の判決が出る。

「徴用過程は旧三菱重工と日本軍人及び警察による『強制連行』で、規定の給与も支給されない等、劣悪な環境で危険かつ過酷な労働に強制的に従事させられ、広島への原爆投下後に原告らを救護せず放置する等の安全配慮義務違反もあった。

旧三菱重工と三菱重工の同一性について、企業再建整備法等の日本国内法を理由に、韓国国民に対する債務が免除される結果となるのは、公序良俗に照らして容認できない。

裁判管轄権がない韓国の法院への提訴は不適法であるとの主張を被告側が行ったが、「提訴の時点では三菱重工の釜山連絡事務所が存在していたこと、被告は日本国と共に原告らを強制的に徴用しており、韓国国内においても一連の違法行為の一部が行われていること、被害者である原告は全員韓国に居住しており、事案の内容は韓国の歴史及び政治的変動状況と密接な関係があること」から、韓国は同事件の当事者及び事案と実質的な関連性があるといえ、裁判の管轄権を有する」という判示内容だった。

しかしやはり大法院民事2部で関連事件を統一的で矛盾なく処理するため「徹底検討中」と係留中で、何時判決が出るのかは五里霧中だ。

日本での文書公開三次訴訟は画期的な勝利で終結

二次訴訟と三次訴訟は同じ年の2008年の4月と10月にそれぞれ始まったのに、1審の判決が出たのは二次訴訟が2009年12月、高裁判決を経て最高裁の棄却ですら2011年5月だったのに比べると、三次は2012年10月にやっと1審の判決が出たので三年近い時を余計に要したことになる。これは文書の数が17と348という圧倒的な差に起因する。二次訴訟の審理が如何に杜撰だったかは前述したが、われわれも三次訴訟にすべてをかけていた。私も2011年1月12日付で、42頁からなる意見書¹⁸⁾を裁判所に提出した。

2012年10月11日になってやっと判決¹⁹⁾が下された(裁判長川神裕)だが、その内容は約8割近い268文書について「不開示処分の全部又は一部を取り消す」画期的なものだった。

国は30年以上経過した文書について「法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要があると解するのが相当である。」と明確な基準を示したのみならず、「裁判所の審理の制約を超えて、・・・更にその全部又は一部を開示する余地のあるものもあり得る。」と、日本の法制度の未備(インカメラがないこと)まで言及した。

原告側の勝訴が確定し、外務省は2013年2月1日東京高裁に開示決定不服申立て一部控訴をした。こちら側も付帯控訴で対抗した。付帯控訴なら訴訟負担は全額国側だ。これなら勝てると外務省が厳選した47文書の黒塗りの隠蔽が合法か不法かを争うのだから、はじめからこちら側の勝訴はまず見込めなかった。

だが開示命令の判決に基づいて、外務省は次から次へと五月雨式に文書を開示して来た。2013年3月29日と4月1日には二度に分けて365件を開示し、その中には今まで徹底し

てガードの堅かった文化財関係の目録や韓国側請求に対する外務省、大蔵省の試算額も含まれていた。

2014年3月13日外務省小野啓一課長に対する証人尋問で結審した。

小野課長は「通し番号 1-13(文書番号 385「河合文庫中官府記録」)が開示された場合、・・・我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される」と開示を拒否したのに、その舌の値も乾かぬ同月24日この文書は開示された。これでは控訴審が何だったのか、裁判という対面すら繕えられてない。

高裁は同年7月25日外務省の一部控訴47文書の不開示を容認する判決²⁰⁾を下した。(高世三郎裁判長)30年公開原則についても「このような取扱いが国際的慣習であると認めるに足る証拠はなく」という、一審判決よりは大幅後退したものだった。

日本のマスコミはほとんど報道しなかった。韓国のマスコミは一様に「逆転敗訴」と書き立てたが、これは事実と違う。飽くまで一部控訴なので、ほとんどの文書に対しては開示処分が確定し、事実開示された。一旦公開されたものを、もう一度隠してみても何の意味もない。

「訴訟費用」の負担率が、これらの事情を端的に示している。控訴人の「訴訟費用は、

第1、2審とも1審被告の負担とする。」という控訴に対する高裁の判決は、「訴訟費用の半分(50%)を原告らの負担にし、その余を1審被告の負担とする。」というものだった。(「判決文」2頁)これは1審判決の「3分の1(33.3%)負担」よりは後退したものの、つまり16.7%位値切られたという計算になる。絶対に100%ひっくり返ったのではない。

二次訴訟の敗訴もあり、これ以上最高裁で争っても良い結果は得られないと、弁護士も会の執行部も予測して、10年にわたる当会の裁判は終結した。

日本側文書は未だ民族差別発言が含まれる会議録の代りに一事務官のメモに差し替えられていたり、大蔵省の資料が外務省のリストにはなく国立公文書館にあったりするが、肝心な所はやはりすべて黒塗りだ。

それでも国相手の行政訴訟で勝訴することは皆無に近い程難しいのに、この裁判で得た成果は大きい。継続して全世界に向けて文書を提供し続ける義務を果たしつつ、会の役目を終えることになる。日韓市民の応援に感謝したい。

判決相次ぐ地方法院での勝訴判決

韓国では2013年11月1日、差戻し審とは違い三菱重工による勤労挺身隊少女に対する、光州地方法院の判決が出る。

「今やっと小学校を卒業した少女たちは、学校に通わせてくれて、お金も儲けさせてくれるという虚言に騙されて故郷を離れるしかなく、日本で非人間的な待遇と過酷な強制労働に苦しめられるしかなかった。少女たちの内、ある者は日本で生き残れなかったし、生き残った者たちは故郷に帰って来たものの、慰安婦と非難されるのが怖くて自身の被害に対して自ら沈黙しながらわが韓国社会から疎外されて暮すしかなかった。50

年以上もの歳月が流れ老婆になった少女たちは大韓民国政府に無視されたまま、韓国の市民団体と日本の良心的知識人、弁護士らの助けで10年余りをかけて日本と行き来し裁判を行った。そして今や80歳を越し、杖と車椅子に頼りながらこの法廷に立つ原告らを見ながら、われわれは皆同じ人間として原告らのような歴史の被害者たちに今後も関心を持ち続けるべきであろう。最後に日本政府と被告のような企業は、これからでも原告らのような強制徴用被害者の痛みに関して関心を持ち、積極的に解決に向かった時、両国の市民と政府の間のわだかまった感情の問題も解決できるだろう。」という傍聴席で涙が抑えられないような感動的な判決だった。

敗訴した三菱側はすぐに上告したが、2015年6月2日光州高等法院も「若い少女であった原告らを騙して過酷な労働に従事させた三菱重工の責任を認め」、一審に続き再び原告らに対する賠償を命じた。

判決は2012年5月24日の大法院判決に基づくもので、三菱が主張した別会社論、『日韓請求権協定解決済み』論などをことごとく斥けた。

金額的にも「被害者ハルモニ3人に1億2000万ウォン（約1300万円）、もう1人に1億ウォン（約1100万円、東南海地震による負傷・後遺症がないという理由で前記被害者より減額）、妹と夫人に代わって訴訟を起こした遺族原告1人に1億204万ウォン（約1140万円）の金員を支給せよ。」というもので、「この刑は『仮執行できる。』」とした。

しかし未だこの高等法院判決は執行されてないし、3年半経っても大法院で係留中のままだ。

富山で強制労働させられた不二越勤労挺身隊被害賠償問題に対する韓国での第一次訴訟判決が、2014年10月30日ソウル中央地方法院で出る。

「被告(不二越)の本件不法行為は被告が原告らの個人の尊厳性を否定しつつ、日本政府の韓半島に対する不法な植民支配と侵略戦争の実行過程に積極的に便乗した反人道的な行為であり、被告としてはそのような歴史的事実を反省し、自身の不法行為による原告らの被害に対して誠意ある謝罪と適切な賠償をすることが当然であるにもかかわらず、実に70年近くを過ぎた現在まで自身の責任を否定し回避しているところ、このような被告が消滅時効の完成を主張して原告らに対する不法行為による損害上債務の履行を拒絶することは、一定期間継続した社会秩序を維持し、時間の経過によって増大する法律関係の不明確性に対処しようという目的から認められている消滅時効制度の趣旨にも合致しないと言える。」

上の判決を受け、日本で裁判をしていない勤労挺身隊の原告5人が韓国での二次訴訟を2015年4月7日に起こす。ソウル中央地方法院は2016年11月23日、被害者1人当たり1億ウォン（約900万円）、総額5億ウォン（約4500万円）の賠償支払いを命じる判決を出す。原告の全面勝訴だが喜んでばかりではいけない。

不二越側はすぐに控訴したし、上告審でどうなるかもわからない。また先行している裁判で勝訴した判決も執行されないで、大法院で係留中のままだ。

在韓被爆者と日本軍慰安婦問題について違憲決定をした韓国の憲法裁判所だったが、韓日請求権協定に関して 2015 年 12 月 23 日二度目の判断を出す²¹⁾。今度は前回の「違憲決定」とは異なり、「却下の決定」だった。

しかし憲法裁判所は「請求権協定が合憲」と判断したのではなく、「請求権協定は支援金支援決定の根拠規定でないので当該事件に適用されず、もし協定が違憲としても当該事件には影響しない。したがって裁判の前提要件が備わっていないから却下した」という。

つまり憲法裁判所は「請求権協定が合憲か否かを争う場」ではないから判断を忌避し、政治の場に問題を投げ返してしまっただけである。

ふり返って見れば政府に対して違憲決定を下した時も、「請求権協定が合憲か否か」の判断はしていない。

当事者抜きに日韓外相合意が発表

国交回復 50 年目の年が終ろうとしていた 2015 年の年末、突然 12 月 28 日の日本軍「慰安婦」被害者問題合意に対する韓日外相間の合意が電撃的に発表され、世間を驚かせた。

共同記者発表で岸田文雄外務大臣は、「慰安婦問題は当時、軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題で、日本政府は責任を痛感している。安倍内閣総理大臣は心からおわびと反省の気持ちを表明する。元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置として、韓国政府が支援目的の財団を設立し、これに日本政府の予算概ね 10 億円で資金を一括拠出する。今回の発表でこの問題が、最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。」とした。

尹炳世外交部長官は「日本政府の表明と取組を評価し、日本政府が在韓日本大使館前の少女像が公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても対応方向について関連団体との協議を行い、適切に解決されるよう努力する。」と応じた。

だが元「慰安婦」だった被害者本人たちと支援団体に何の相談もなく頭越しに行われた「合意」に、強い反発が起きた。元慰安婦の金福童ハルモニ（90）、日韓合意は「私たちに何の話もない勝手な合意。安倍から直接的な謝罪一つなく、許せない」と表明した。

そもそも文書もなく国会の批准もない異例な「合意」等というものが、国際法でいう条約や協定に値するのか?法的効力はあるのか?疑問だらけである。

朴槿恵大統領は就任以来「慰安婦問題を解決する」とだけ、繰り返し強調して来たが、他の請求権等、植民地時代の被害者に対する補償問題については、ひと言も発していない。これは「慰安婦問題解決」を落とすどころに自分の勲章、功績にし、他の補償問題

については「徹底的に握り潰す」という路線が立てられているのではないか、という疑問がフツフツと湧いた。

2016年7月28日韓国では「和解癒し財団」が設立し、日本政府は同財団に10億円を拠出した。同財団の金兌玄理事長は11月16日現在、被害者23人に現金の支給を完了したという。

毎週土曜日200万もの人たちが「朴槿恵弾劾」を叫び、ソウルをはじめ各地でキャンドルデモにくり出ている。

尹炳世長官は12・28合意について、「もう三ヵ月時間をくれ。そうしたらもっと良い文案を作れると要求したのに、朴槿恵に潰された」と言っている等の情報が駆け巡っているが真相は闇の中だ。

韓国は今、65年日韓条約の反対運動どころか、4・19革命か3・1独立運動の再来のような様子を見せている。

韓国の財閥による官民癒着、政治腐敗はその頂に達している。

同じような、ひょっとしたらそれ以上に腐敗しているかも知れない日本の政治に関して、韓国とは対照的に人々は何もものを言わないし何の行動も起さない。

戦争法案に反対して国会を囲むSEALESや、沖縄での米軍基地拡張に反対する闘いも警官から「土人」と罵声を浴びせられ、それを政治家が擁護する。

一衣帯水の日韓は引越しのできない、近くて近い隣人だ。

戦前は植民地支配という不幸な歴史、戦後も国交がない状態が長く続いた。今や年間500万人を超す人たちが、玄海灘を行き来している。

「慰安婦」問題をはじめ植民地支配処理の責任問題を解決する能力も誠意も、日韓の政治家や役人からは感じられない。

被害者に寄り添った両国市民の役割が大きい。

求める会が10年かけてして来た法廷闘争の成果も大きかった。

真なる民主国家樹立に向かう両国市民の連帯には、これからも期待されるものが大きいし、色々と成果が受理されるであろう。そんな日韓の歴史25年を回顧してみた。

-
- 1)和田春樹『アジア助成基金と慰安婦問題－回想と検証』49頁(2016年11月、明石書店)
 - 2) 和田春樹、前掲の著 54頁
 - 3) 有光健『『慰安婦』問題の現況を考える』、共著『未解決の戦後補償』38頁(2012年8月、創史社)
 - 4) 『北海道新聞』2012年9月28日
 - 5) 内海愛子「戦後補償－緊張する日韓関係の中で」、共著『日韓歴史問題をどう解くか』150頁(2013年12月、岩波書店)
 - 6) 2001年3月29日広島高裁逆転請求棄却、2003年3月25日最高裁で高裁判決確定。
 - 7) 訴状は2007年1月「日韓会談文書・全面公開を求める会」ニュース第4号参照
 - 8) 2016年5月31日勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会『法廷に刻まれた真実』60頁
 - 9)判決要旨は2008年1月「日韓会談文書・全面公開を求める会」ニュース第10号、若しくは2008年3月1日発行『判例時報』通巻1990号参照
 - 10) 東京地裁判決文。 <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/saiban/2jijsosyo/P101.pdf>
 - 11) 東京高裁判決文。 <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/kai/news/news-24.pdf>
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/kai/news/news-24.pdf>
 - 12) 上告棄却に対する抗議声明。
<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/saiban/2jijsosyo/seimei.pdf>
 - 13) 市民の会『法廷に刻まれた真実』54頁
 - 14) 市民の会『法廷に刻まれた真実』65頁
 - 15) 和田春樹「『韓国併合』100年日韓知識人共同声明の今日的な意義」、共著『日韓歴史問題をどう解くか』11頁(2013年12月、岩波書店)
 - 16)
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/sengohosho/saibanrei_04_1.pdf
 - 17)
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/sengohosho/saibanrei_04_1.pdf
 - 18) 甲144号証 <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/saiban/3ji/11kai/144.pdf>
 - 19)
<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/saiban/3ji/hanketu/hanketupdf/hanketusyo.pdf>
 - 20) http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/saiban/3ji/koso/hanketu_honbun.pdf
 - 21)憲法裁判所は2016年1月8日、韓日請求権関連事件説明資料をホームページに掲示。